

防装庁（事）第144号
令和7年3月24日

防衛装備庁長官 殿

事務次官
(公印省略)

防衛装備庁の使用する船舶の使用及び取扱いの基準について
(通達)

標記について、別添のとおり制定されたので通達する。

関連文書：装普艦第5448号（令和7年3月24日）
添付書類：防衛装備庁の使用する船舶の使用及び取扱いの基準

防衛装備庁の使用する船舶の使用及び取扱いの基準

第1 目的

この基準は、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）第5条第3項の規定に基づき、防衛装備庁の使用する船舶の使用及び取扱いについて技術上の基準を定め、その堪航性及び安全性並びに使用目的に対する適合性を確保することを目的とする。

第2 船舶の使用及び取扱い

1 検査を終了した船舶の使用

船舶は、船舶の造修等に関する訓令第6条の規定により、定期検査及び年次検査を受け、これを終了した後に航行させるものとする。ただし、検査を終了していない船舶であっても、必要な措置をとった上での試験のための航行及び回航はこの限りでない。

2 性能に応じた使用

船舶を航行させる場合には、第5各号に掲げる資料による当該船舶の性能を考慮し、これを行うものとする。

3 搭載重量及び復原性能

船舶を航行させる場合には、第5第2号に掲げる取扱書に基づき、搭載重量及び復原性能の管理を行うものとする。

4 乗船人員

船舶を航行させる場合には、第5第1号に掲げる船舶諸元資料に示す定員を超えて乗船させてはならない。ただし、防衛装備庁長官が別に定めた場合においては、この限りでない。

第3 機器等の使用及び取扱い

1 機器の使用及び取扱い

機器の使用及び取扱いに当たっては、第5第2号に掲げる取扱書に基づき適切にこれを行い、所要の性能を発揮させるとともに安全を確保するよう努めるものとする。

2 危険物の取扱い

危険物の取扱いは、防衛装備庁長官が定める要領等に基づき適切に行い、安全を確保するものとする。

3 安全守則の掲示

船舶の適当な場所に安全守則（人命の安全を確保し、装備品等の故障欠損を防止するため乗員の遵守すべき事項をいう。）を掲示するものとする。

第4 維持整備

船舶は、常時良好な状態に維持できるよう、防衛装備庁長官が定める

実施要領に基づき、点検整備するものとする。

第5 資料の備付け

船舶は、次に掲げる資料を備えるものとする。ただし、防衛装備庁長官が定める船舶については、資料の備付けを省略することができる。

- (1) 船舶諸元資料（船舶の種類、製造年月日、主要寸法、定員、最大搭載重量を記載した資料）
- (2) 取扱書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、防衛装備庁長官が定めるもの。

第6 委任規定

- 1 この基準の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定めるものとする。
- 2 防衛装備庁長官は、前項の規定に基づき必要な事項を定めたときは、速やかに防衛大臣に報告するものとする。